

法第43条第2項第1号認定・第2号許可

◇認定・許可申請書の添付図書

事前協議の協議結果に基づいて、認定または許可申請書には次に掲げる図書を添付し、正副2部提出してください。（認定手数料27,000円、許可手数料33,000円必要）

図面の種類	明示すべき事項
①付近見取図 1/2500	- 方位、道路及び目標となる地物、縮尺 - 申請地を「赤色」、申請地周辺の法第42条道路を「茶色」で着色 - 建築物の敷地が接する道等が上記道路に至るまでの経路を着色 - 凡例：法第43条2項を「黄色」、水路占用許可部分を「水色」以下、各図面において同色とする
②現況図 1/50～1/300	- 方位、縮尺、敷地の境界線「赤色」表示 - 敷地内の既存建築物の位置（用途、撤去若しくは存置の区分を記入） - 敷地周囲の通路及び空地の所有等の区分 - 隣地の土地利用
③通路現況図	- 方位、縮尺、敷地の境界線「赤色」表示 - 通路の位置及び道路（法第42条道路）に至るまでの通路の幅員 - 申請敷地に接する通路と通路が接続する道路部分の直近の端までの延長 - 交通安全施設図（建設管理課）の利用可能
④配置図 1/50～1/300	- 方位、縮尺、敷地の境界線「赤色」表示 - 敷地内の建築物の位置（構造、用途、階数、各部分の高さ、敷地面積、建築面積及び延べ面積並びに出入口の位置を記載） - 申請敷地内における計画建築物と他の建築物の別 - 擁壁の位置、土地の高低 ・道路の位置、幅員、種類 - 敷地周囲の通路及び空地の所有等の区分 - 都市計画施設、用途区分等がある場合は表示 - 排水計画図（別図可）
⑤各階平面図 1/100～1/300	- 方位、縮尺、間取り、各室の用途及び床面積、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分 - 同一棟で増築の場合は既存部分の間取り等を含み、赤線で増築部分を表示
⑥2面以上の立面図 1/100～1/300	- 縮尺、開口部位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁及び軒裏の構造 - 同一棟で増築の場合は既存部分を含み、赤線で増築部分を表示
⑦2面以上の断面図 1/100～1/300	- 縮尺、軒及び庇の出並びに軒の高さ及び建築物の高さ - 通路その他の空地を前面道路と読替えて適用される道路斜線制限、北側斜線、高度斜線等の制限を記載
⑧求積図	- 床面積求積図 ・敷地面積求積図 ・建築面積求積図 - 方位、縮尺、求積表
⑨地積図（公図）	- 里道は「赤色」、水路は「青色」等で着色すること - 転写した年月日、氏名記載 ・法務局備付原本3か月以内
⑩登記事項証明書	法務局備付原本3か月以内
⑪明示図書	通路部分に里道、水路及び公共の用に供するものが含まれている場合
⑫理由書	認定または許可を要する理由（建築基準法施行規則第10条の3の該当する空地の種類、利用の経過及び申請地の土地利用の経過等に関する事項を含む）を建築主自ら具体的に記入
⑬事前協議の結果の写し	建築許可等事前協議申出書の表紙、指導内容及び回答書
⑭委任状	
⑮構造詳細図	許可の要件として建築物の防火上の措置が必要となる場合で、主要構造部の構造仕様を明記したもの。
⑯その他	- それぞれの管理者との協議資料（道路管理者、水路管理者及び公園等の管理者の意見） - 占用許可、施行承認、通行承認 ・借地承諾書 - 通路協定書、合意書 - 日影図（法第56条の2第1項の規定による日影による高さ制限を受ける場合のみ） - 天空率の検討書
⑰上記以外で特に必要のもの	工場・危険物調書（予定建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合のみ）